

(平12. 5. 30)
(総 50－3)

地方税財政制度 関係資料

目次

◎ 地方財政計画

○ 地方財政計画の役割	1
○ 平成12年度地方財政対策の概要	2
○ 財源不足に関する地方交付税法第6条の3第2項の対応について	3
○ 地方の借入金残高と特例的な借入金等残高	4
○ 最近の経済対策の概要	5
○ 行革に配慮した地財計画の策定(平成12年度)	6
○ 地方財政計画の歳出の分析	7
○ 地方財源保障に係る法律の規定	8
○ 国と地方の財政関係	9
○ 国の予算と地方財政計画との関係(平成12年度当初)	10

◎ 地方交付税

○ 地方財政計画と地方交付税	11
○ 地方交付税の性格	12
○ 普通交付税の仕組み	13
○ 都道府県の税源偏在の状況	14
○ 地方交付税等による財源調整の状況(平成10年度)	15
○ 地方歳入状況の推移(決算ベース)	16

◎ 地方分権と地方税

○ 地方財政の果たす役割	17
○ 自治体の社会福祉系統費と地方一般財源の増大	18
○ 国・地方の財源配分(平成10年度)	19
○ 地方分権推進計画(抄)	20
○ 地方分権推進一括法の修正案及び附帯決議	23
○ 地方財政上の区分毎の国庫補助負担金等予算額	24
○ 地財計画歳入総額に定める国庫支出金の割合の推移	25
○ 交付税算定方法の透明化等	26
○ 地方債許可制度の廃止と協議制度への移行	27
○ 道府県税及び市町村税の税収の構成比(平成10年度決算額)	28
○ 地方の基幹税目	29
○ 法定外普通税の状況	30
○ 法定外普通税、法定外目的税参考条文	31
○ 超過課税の実施状況	32
○ 地方公共団体における行政改革の推進	33
○ 地方公務員数の状況	34
○ 市町村合併の推進についての政府の取組	35
○ 全国に広がる市町村合併の動き	36

地方財政計画の役割

地方交付税法（昭和25年法律第211号）

（歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務）

第7条 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 1 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
 - ロ 使用料及び手数料
 - ハ 起債額
 - ニ 国庫支出金
 - ホ 雑収入
- 2 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - ロ 国庫支出金に基づく経費の総額
 - ハ 地方債の利子及び元利償還金

【地方財政計画の役割】

① 国家財政・国民経済等との整合性の確保

→ 国の毎年度の予算編成を受けて、予算に盛り込まれた施策を具体化するとともに、地方財政との調整を図る。

② 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障

③ 地方団体の毎年度の財政運営の指針

したがって、次に掲げるような経費は地方財政計画には計上していない。

○歳入

・超過課税、法定外普通税、法定外目的税

○歳出

・国家公務員の給与水準を超えて支給される給与

平成12年度地方財政対策の概要

区 分	平成12年度地財計画額	平成11年度	平12/平11
		地財計画額	伸 率
給与関係経費	23.7兆円	23.7兆円	△0.1%
一般行政経費	19.7兆円	19.3兆円	2.3%
補助	8.9兆円	8.7兆円	2.9%
単 独	10.8兆円	10.6兆円	1.7%
投資的経費	28.4兆円	29.5兆円	△3.6%
補助	9.9兆円	10.2兆円	△2.6%
単 独	18.5兆円	19.3兆円	△4.1%
公 債 費	14.2兆円	13.4兆円	5.8%
そ の 他	3.0兆円	2.7兆円	10.1%
歳 出 計	88.9兆円	88.5兆円	0.5%
(うち地方一般歳出)	74.0兆円	74.7兆円	△0.9%

	地財対策後	地 財 対 策	地財対策前	地財計画額	伸 率
地 方 税	35.1兆円	←	35.1兆円	35.3兆円	△0.7%
地方譲与税、地方特例交付金	1.5兆円	←	1.5兆円	1.3兆円	22.0%
地 方 交 付 税	21.4兆円	← 一般会計からの加算← 特別会計借入金等	14.0兆円	20.9兆円 <12.7兆円>	2.6%
地 方 債	11.1兆円	← 財源対策債の発行 ←	8.7兆円	11.3兆円 <9.0兆円>	△1.4%
国 庫 支 出 金	13.0兆円	←	13.1兆円	13.2兆円	△1.5%
そ の 他	6.8兆円	←	6.7兆円	6.6兆円	2.5%
歳 入 計	88.9兆円	←	79.1兆円	88.5兆円	0.5%

財 源 不 足 額 (通常収支分)	—		9.9兆円	10.4兆円	
----------------------	---	--	-------	--------	--

- (注) 1 < >書きは、地財対策前の数値である。
2 地財対策前の数値は、恒久的減税に係る地方財政の減収(3.5兆円)を補てんした数値である。
3 各項目毎に四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

財源不足に関する地方交付税法第6条の3第2項の対応について

--- 地方交付税法(昭和25年法律第211号) (抄) ---

第6条の3 (略)

- 2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第10条第2項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第6条第1項に定める率(=交付税率)の変更を行うものとする。

<考え方>

- ①地方財政対策を講じる前に、通常の例により算出される歳入歳出におけるギャップ(財源不足額)があり、
- ②その額が、国税の定率分で計算した普通交付税の額の概ね1割程度以上となり、
- ③その状況が2年連続して生じ、3年度以降も続くと見込まれる場合。

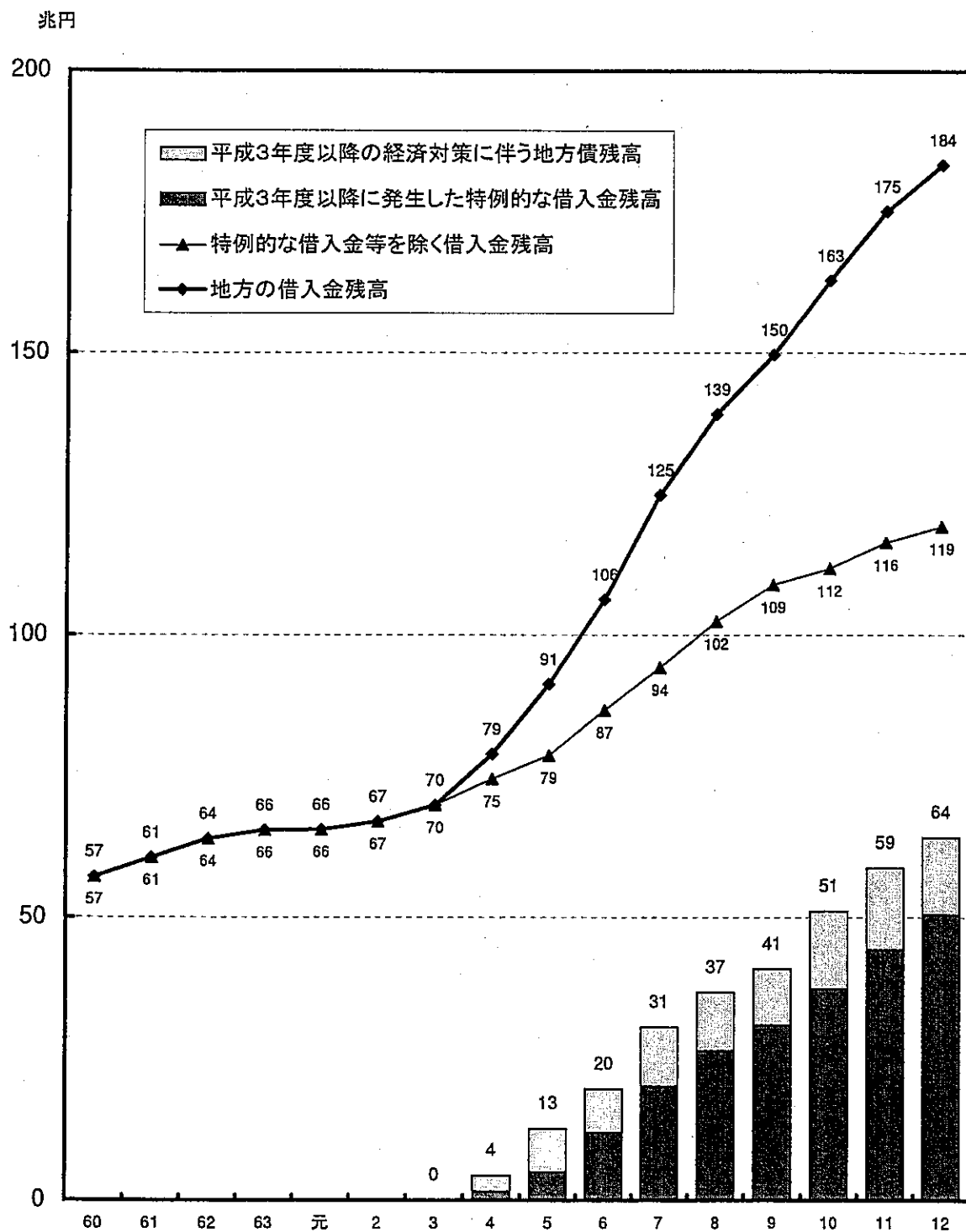
○財源不足の状況(当初ベース)

年度	財源不足額	§6の3②の財源不足率	該当
6	△ 3.0 兆円	△ 22.5%	—
7	△ 4.3 兆円	△ 31.4%	—
8	△ 5.8 兆円	△ 43.4%	○
9	△ 4.7 兆円	△ 31.9%	○
10	△ 4.6 兆円	△ 30.9%	○
11	△ 13.0 兆円	△ 95.6%	○
12	△ 13.4 兆円	△ 90.9%	○

○財源不足への対応

年度	対応の内容
8、9	それぞれ単年度の措置として、財源不足額のうち地方交付税対応分について、国と地方が折半して補てんすることとし、臨時特例加算及び国負担分の借入金の償還財源の繰入れを法定。
10～12	平⑩～⑫に予定されている交付税特会借入金の償還を平⑬以降に繰り延べるとともに、同期間中においては財源不足のうち地方交付税対応分について国と地方が折半して補てんする等の措置。

地方の借入金残高と特例的な借入金等残高



(注) 特例的な借入金とは、交付税特別会計借入金（地方負担分）、財源対策債、減税補てん債、臨時税収補てん債、減収補てん債である。

最近の経済対策の概要

区 分	事業費							
	4年度	5年度			7年度	10年度		11年度
	8月	4月	9月	2月	9月	4月	11月	11月
1 公共投資等の拡大								
(1) 公共事業関係								
① 災 害	0.5兆円	0.5兆円	0.5兆円		0.7兆円	0.2兆円	0.6兆円	0.7兆円
② 一般公共	3.4兆円	3.2兆円		3.4兆円	3.9兆円		5.7兆円	
③ 阪神淡路大震災復興対策等					1.4兆円			
④ UR農業合意関連対策			1.1兆円	0.2兆円	1.1兆円	6.0兆円		6.1兆円
(2) 教育・研究・医療・社会福祉施設・情報通信等	0.6兆円	1.2兆円		0.6兆円	0.9兆円		1.8兆円	
(3) 介護対策								(0.9兆円)
(4) 地方単独事業等	2.8兆円	3.5兆円	0.7兆円	1.8兆円	2.5兆円	2.3兆円		
・ 地方単独事業	1.8兆円	2.3兆円	0.5兆円	0.3兆円	1.0兆円	1.5兆円	—	—
・ 公共用地先行取得等	1.0兆円	1.2兆円	0.2兆円	1.5兆円	1.5兆円	0.8兆円		
(5) その他	1.4兆円	2.3兆円	2.9兆円	1.9兆円	2.3兆円	1.5兆円	1.2兆円	3.0兆円
2 中小企業対策及び民間設備投資の促進等（うち地方単独）	2.1兆円	2.4兆円	0.8兆円	1.5兆円	1.4兆円	2.0兆円 (0.5兆円)	8.6兆円	7.4兆円
小 計	10.7兆円	13.0兆円	6.0兆円	9.4兆円	14.2兆円	12.0兆円	17.9兆円	(18兆円) 17兆円
3 減 税 等		0.2兆円		5.9兆円		4.6兆円	9兆円	
合 計	10.7兆円	13.2兆円	6.0兆円	15.3兆円	14.2兆円	16.6兆円	27兆円程度	(18兆円) 17兆円

地方への影響分	3.1兆円	3.7兆円	1.0兆円	4.6兆円	3.7兆円	6.1兆円	5.8兆円	1.8兆円
・ 地方負担額（単独含む）	3.1兆円	3.6兆円	1.0兆円	1.7兆円	3.7兆円	3.9兆円	2.1兆円	1.8兆円
・ 減税のうち地方の減収分		0.1兆円		2.9兆円		2.2兆円	3.7兆円	

（注）平成11年11月の（ ）書きは、平成11年度第2次補正予算における介護対策に係る経費0.9兆円を含んだ場合の事業規模である。

行革に配慮した地財計画の策定(平成12年度)

1 総額の抑制

	歳出全体規模	公債費等除きの一般歳出
国の予算	<u>3.8%</u>	<u>2.6%</u>
地財計画	<u>0.5%</u> (昭50以降2番目の低伸率)	<u>▲0.9%</u> (昭50以降2度目の対前年度マイナス)

(注) 平成12年度の地財計画は、財政構造改革により抑制基調であった平成10年度(歳出規模0.0%、一般歳出▲1.6%)を除き、歳出規模、一般歳出とも昭和50年度以降最も低い伸び率

2 給与関係経費の抑制

(1) 給与関係経費の抑制

対前年度比▲0.1%(昭50以降初のマイナス)

(2) 職員数の削減

介護保険関係職員以外は基本的に削減

	削減	増員	全体
職員増減	▲12,599	+5,070 (介護保険職員)	<u>▲7,529</u> (昭50以降2番目の削減数)

<参考> 平10年度▲12,927人

3 徹底した行政経費の抑制・重点化

一般行政経費	補助事業	単独事業
伸率	<u>2.9%</u>	<u>1.7%</u> (昭50以降3番目の低伸率)

<参考>
昭59年度1.4%
平9年度1.5%

地方財政計画の歳出の分析

- 地方財政計画は、毎年度国の予算編成を受けて作成の上、閣議決定しているもの。
- その歳出の相当部分は、国庫補助関連事業（約26.9兆円）、国が法令等で基準を設定しているもの（警察官や高校教員数など）、国が法令でその実施を義務づけているもの（戸籍、保健所、ごみ処理など）が、地方一般歳出の大部分を占めている。

地方財政計画（平12）八兆九三〇〇億円

（単位：億円）

【主な地方財源】

給与関係 経費 236,642	国費 30,588		補助 68,060	（小中学校教職員等）	地方一般財源 使用料及び手数料 雑収入			
	地方費 37,472							
	地方単独 168,582	60,077 ←	警察官 23,606 消防職員 12,891 高校教職員 23,580					
		戸籍等窓口、福祉事務所、保健所、 ごみ処理、給食センター等 108,505						
一般行政 経費 197,087	国費 43,303		補助 89,007	生活保護、老人ホーム等の老人保護、 ホームヘルパー等の在宅福祉、 老人医療（一部公費負担）、 保育所等の児童保護 など	地方一般財源 雑収入			
	地方費 45,704							
	地方単独 108,080	国の公営、事業団への出資金等 5,422	ごみ処理、農業・商工業等関係経費、 保健所、義務教育諸学校運営費、 私学助成 など					
		社会福祉系統経費 41,880 その他						
投資的 経費 284,187	直轄事業負担金 11,501		直轄・補助（公共事業等） 99,187	地方道路整備臨時交付金事業 清掃、農林水産業、道路橋りょう、河川海岸、都市計画、 教育 など （注） その他には、いわゆる国庫補助事業の難足し単独 や補助事業を補完する事業等、国庫補助と密接に関連 する事業も含まれている。	地方債 地方一般財源 雑収入			
	国費 45,505							
	地方費 42,181							
	地方単独 185,000	13,233 ←						
公債費 120,991		各種五計関連事業費 その他			地方一般財源			
利子補給金 14								
地方費 120,977								
公営企業繰出金 32,750	企業債の元利償還に係るもの 20,855		下水道、病院等		地方一般財源 地方債			
	上記以外 11,895 ←							
その他 17,643								

（注） 地方一般財源とは、地方税、地方譲与税、地方交付税及び地方特例交付金をいう。

（注） 地方一般財源とは、地方税、地方譲与税、地方交付税及び地方特例交付金をいう。

地方財源保障に係る法律の規定

1 事務の処理を義務付ける場合の財源措置義務

● 地方自治法第232条第2項（経費の支弁等）

法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に対し事務の処理を義務付ける場合においては、国は、そのために要する経費の財源につき必要な措置を講じなければならない。

（参考）

● 地方財政法第13条（新たな事務に伴う財源措置）

- 1 地方公共団体又はその経費を地方公共団体が負担する国の機関が法律又は政令に基づいて新たな事務を行う義務を負う場合においては、国は、そのために要する財源について必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の財源措置について不服のある地方公共団体は、内閣を経由して国会に意見書を提出することができる。

2 地方行政の計画的な運営のための財源保障

地方交付税法第1条（この法律の目的）

この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによつて、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。

地方交付税法第3条（運営の基本）

自治大臣は、常に各地方団体の財政状況の的確な把握に努め、地方交付税（以下「交付税」という。）の総額を、この法律の定めるところにより、財政需要額が財政収入額をこえる地方団体に対し、衡平にその超過額を補てんすることを目途として交付しなければならない。

- 2 国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその使途を制限してはならない。
- 3 地方団体は、その行政について、合理的、且つ、妥当な水準を維持するように努め、少くとも法律又はこれに基づく政令により義務づけられた規模と内容とを備えるようにしなければならない。

3 国庫負担金事業の地方負担についての財源保障

地方財政法第11条の2（地方公共団体が負担すべき経費の財政需要額への算入）

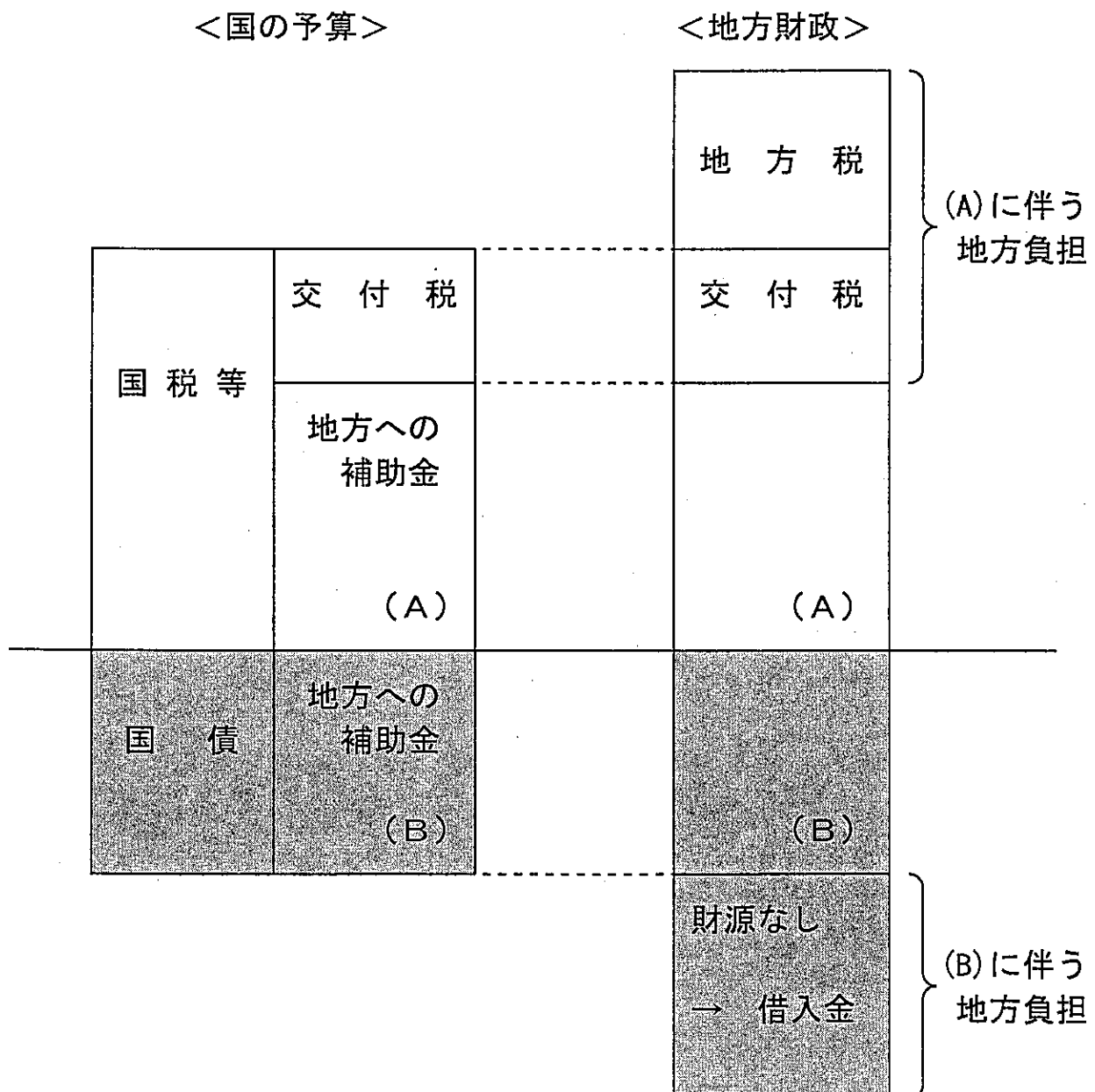
第十条から第十条の三までに規定する経費のうち、地方公共団体が負担すべき部分は、地方交付税法の定めるところにより地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる財政需要額に算入するものとする。（以下略）

国と地方の財政関係

減税や景気対策等による財源不足のため、地方団体の負担を伴う補助金が国債で賄われる。

→ 地方財政の歳出が増加するとともに、地方負担分の財源がないため、交付税特別会計の借入金等によらざるを得ない。

【経常経費に国が補助する場合の標準的なイメージ図】



◎国の予算と地方財政計画との関係（平成12年度当初）

（単位：兆円）

